

# 日本税政連

発行所  
日本税理士  
政治連盟

東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館(〒141-0032)  
電話 03(5435)0910  
定価 1部100円  
編集発行人  
中川 常彦

税理士政治連盟会員の購読  
料は会費の中に含みます。

## 国会議員の政策担当秘書

# 税理士も有資格者に

## 神津日税連会長から謝辞

このほど、日税政が日税連と連携して要望してきた「国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程」の改正が実現し、税理士が政策担当秘書の選考採用審査認定を受けることができる者に追加された。

国会議員の政策担当秘書は、平成5年の国會法改正により、公設秘書の第一秘書、第一秘書に加え創設された専門的な立場から補佐案・立法活動等をより専門的立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成等とされている。日税連では、平成28年2月に国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程19条1項一号において、政策担当秘書選考採用審査認定を

## 平成31年度の税制改正

### 幹事会

日本税理士政治連盟は8月3日、第1回幹事会(渡邊輝男幹事長)を日本税理士会館において開催し、平成31年度税制改正に関する要望と、重点要望事項を決定した。要望事項は4~5面に。会議には構成員25人のほか、小島忠男会長、神津信一日税連会長が出席した。平成31年度の「税制改

正要望」は、各税自らの「今後の税制改正についての基本的な考え方」と、要望31項目で、税連建議書と同じ構成となる。そのうち日本税連会議へ陳情として、税連との協議により、税連における単一税率及び請求書等保存方式の維持についてなど18項目をとりあげた。今後は、日税連、単位税

政連、税理士による後期大会に上程される。

### 主な内容

平成31年度税制改正に関する要望	4面
後援会活動に関するアンケート	6面
結果の概要について	8面

述べられた。  
同実施規程改正の主な内容は、規程19条1項一号の次に、新たに前号に該当する者

として、他の特定の分野において前号に該当する者

のものである。

二 税理士、司法書士

数以上業務に従事した

税理士を、選考採用認

定を受けることができ

る者とする国会議員の

政策担当秘書資格試験

等実施規程の改正が、

7月13日の衆議院議院

運営委員会及び同19日

の参議院議院運営委員

会で承認され、本年9月1日から施行される

ことになった。

この件については、

8月3日に開催された

幹事会において報告さ

れ、神津信一日税連会

長から、日税政の強力

な運動に対する謝辞が

その結果、一定の年

間(以下この号において「資格業務期間」と

いふ。)と当該業務の

補助の業務その他審査

認定委員会が認める業

務に従事した期間とを

合算した期間が10年以

上であること(資格業

務期間が5年以上であ

る場合に限る。)

地震による被害を受け

ている。村には「津波

石」と呼ばれる巨大な

石がいくつもある。中

には、標高400mま

で押し上げられた推定

重量20tにも及ぶ巨大

な石もある。この石を

前にすると、過去に被

害にあった先人達から

今を生きる私達への警

告の声が聞こえてくる

ような気がする。「人

の記憶は、時の経過と

ともに風化してゆくも

のだ。常に備えを怠っ

てはいけない」と▼近

年アメリカ発祥の「シ

エイクアウト訓練」と

いう地震防災訓練が世

界的な広がりをみせて

いる。シェイクアウト

とは、「地震を吹き飛

ばせ」を意味する英語

の造語だそうだ。この

訓練の合言葉は、「ま

ず低く」「頭を守り

」「動かない」。机の下

に隠れるなど、同時に

に参加者が学校、職場、

家庭で自分の身を守る

行動を1分間実践す

る。いつでもどこでも

手軽に参加できるのが

魅力である▼9月1日

は、防災の日。家具は

しっかりと固定されてい

るか、食料の備蓄は十

分か。日頃から確認す

べきことはたくさんあ

る。できる事から始め

てみよう。

## 針葉樹

烟村。太平洋に面したこの村は、過去に何度も大きな地震による被害を受け

ている。村には「津波

石」と呼ばれる巨大な

石がある。この石を

前にすると、過去に被

害にあった先人達から

今を生きる私達への警

告の声が聞こえてくる

ような気がする。「人

の記憶は、時の経過と

ともに風化してゆくも

のだ。常に備えを怠っ

てはいけない」と▼近

年アメリカ発祥の「シ

エイクアウト訓練」と

いう地震防災訓練が世

界的な広がりをみせて

いる。シェイクアウト

とは、「地震を吹き飛

ばせ」を意味する英語

の造語だそうだ。この

訓練の合言葉は、「ま

ず低く」「頭を守り

」「動かない」。机の下

に隠れるなど、同時に

に参加者が学校、職場、

家庭で自分の身を守る

行動を1分間実践す

る。いつでもどこでも

手軽に参加できるのが

魅力である▼9月1日

は、防災の日。家具は

しっかりと固定されてい

るか、食料の備蓄は十

分か。日頃から確認す

べきことはたくさんあ

る。できる事から始め

てみよう。

## まもなく締切です。(次回募集は来年春)

### おしどり保障

- 税理士とその配偶者のみが加入できる  
"ご夫婦の生命保障"
- 新規加入は65才まで、  
保障は80才まで。

9/21(金)  
申込書必着

にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

詳細のお問合せ  
お申込みは



### 個人年金

- 旧個人年金保険料控除が適用。
- 新規加入は74才まで、  
積立は85才まで可能。

9/28(金)  
申込書必着

TEL 03-5740-0321  
FAX 03-5740-0323  
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

<http://www.zeirishikyosai.com>

税理士共済会

検索





# 平成31年度税制改正に 関する要望 平成30年8月

## 日本税理士会連合会 日本税理士政治連盟

「税制に対する基本的な視点」	
①公平な税負担	・電子申告義務化の是非を検討する前段階としての中小法人のICT化促進
②理解と納得のできる税制	・世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討
③適正な事務負担	・事業承継税制における資産管理会社の判定基準の見直し
④時代に適合する税制	・租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止
⑤透明な税務行政	・事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めるなど。
I 今後の税制改正についての基本的な考え方	
所得税	・資本金基準と所得金額以外の他の指標（従業員数など）との組合せによる中小法人の範囲の見直し
(要旨)	・確定決算主義の維持と財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
・基礎的な人材控除における所得控除方式の維持、その他の人材控除の整理合理化と税額控除化の検討	・民法（相続）改正に伴う税制のあり方（配偶者居住権、特別寄附料）
・多額な有価証券譲渡益等への税率引き上げの検討	・タックス・プランニングの「義務的開示制度」など新制度導入時の効果の検証と事務負担への配慮
・公的年金等所得について新たな独立した所得区分の創設	・中小法人税制】
中小法人税制	4・繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。
・小規模企業等税制の検討の際、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにする	5・中小法人に業績運動給与を導入すること。
II 税制改正希望項目	
・納税環境整備・その他（説明文は省く）	14・基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに
・納税者憲章の制定、創設	20・相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止する
・非課税取引の範囲の縮小	16・簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。
・税務調査の事前通知	17・仕入税額控除制度における、「95%ルール」の適用要件を緩和すること。
【法人税】	
(寡夫) 控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。	9・受取配当等はその全額を益金不算入にすること。
(1)医療費控除	10・確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。
(2)寡婦(寡夫) 控除	11・少扶養控除(3年少扶養控除)の適用範囲を拡大する
2・業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めることが。	12・公益法人等に対する課税のあり方を見直すこと。
3・年少扶養控除(3年少扶養控除)の適用範囲を拡大する	13・交際費等の損金不算入制度について、慶弔費等を除外すること。
4・確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。	14・相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止する
【地方税】	
1・医療費控除と寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。	15・簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。
2・簡易課税制度の適用要件を緩和すること。	16・仕入税額控除制度における、「95%ルール」の適用要件を緩和すること。
3・年少扶養控除(3年少扶養控除)の適用範囲を拡大する	17・仕入税額控除制度における、「95%ルール」の適用要件を緩和すること。
4・確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。	18・取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。
5・中小法人に業績運動給与を導入すること。	19・相続税の更正の請求の特別事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。
【個人事業税】	
6・中小法人の減価償却方法は定率法と定期法の選択適用を維持する	20・相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止する
【消費税】	
7・個人事業税の対象事業及び税率の見直し	21・相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止する
8・個人事業税の対象事業及び税率の見直し	22・相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止する
【子供扶養控除】	
9・子供扶養控除の適用範囲を拡大する	23・子供扶養控除の適用範囲を拡大する
【被扶養者扶養控除】	
10・被扶養者扶養控除の適用範囲を拡大する	24・被扶養者扶養控除の適用範囲を拡大する



地方短信  
塚田一郎後援会が設立  
総会開催  
関東信越税理士政治連

# 平成31年度・税制改正に関する 重点要望事項 平成30年8月

日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

日税政・日税連は、平成31年度の税制改正に際し、税制改正建議31項目から、特に緊急かつ重要なと思われる18項目を重点要望事項として決定した。

以下、重点要望事項の全文を掲載する。

## **最重要建議·要望項目**

特に主張したい事項	消費税における単一税率及び請求書等保存方
式の維持	し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由により、従来、單一税率制度の維持を強く主張している。低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入れたプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措
(1) 単一税率の維持	得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入れたプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措
軽減税率(複数税率)	平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、直し
制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損	ことにより、区分経理等は十分可能である。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加する
式の維持	所得計算上の控除からシフトと基礎的な人との控除のあり方
(2) 請求書等保存方	(1) 所得計算上の控除から基礎的な人との控除へのシフト
式の維持	によっては配慮又は見直しが要する必要がある。策を講じなければならない。

## 基礎的な人的控除

個別要望項目

基礎的な人的控除		(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するのに必要な部分		は扣稅力を持たないと想定して「一」(60)	
の観点から、基礎的な控除については、		最低生活費不課税の申告期限については、		する最低生活費不課税	
の額を引き上げた上で、所得控除方式を維持すべきである。その		額を引き上げた上での額を引き上げること。(建議・要望項目1(2)(3))		申告期限については、	
際、課税最低限を構成する基礎控除を遞減・消失させることについても、憲法の要請も踏まえた慎重な検討が必要である。		課税最低限を構成する基礎控除を遞減・消失させることについては、憲法の要請も踏まえた慎重な検討が必要である。		人控除については、	
有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であるといふや、このした所得計算上の控除が適用されない事業所得等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。		有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であるといふや、このした所得計算上の控除が適用されない事業所得等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。		の控除については、	
(2) 基礎的な人控除のあり方		基礎控除に係る固定資産税制度の抜本的見直し		の観点から、基礎的な控除については、	
効率化に向けた制度設立告制度の簡素化・		システム研究センターの「償却資産課税のあり方に関する調査研究」		の観点から、基礎的な控除については、	
対象から除外する。		の「償却資産課税について」(60)		の観点から、基礎的な控除については、	
● 税特別措置法により費用化が認められること。(建議・要望項目10)		● 中小企業の設備投資促進と事務負担軽減のため、免税点を現行150万円から倍額程度まで引き上げる。		の観点から、基礎的な控除については、	
6・確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目10)		● 中小法人税制		の観点から、基礎的な控除については、	
● (一財) 資産評価システム研究センターの「償却資産課税について」(60)		● 中小企業の設備投資促進と事務負担軽減のため、免税点を現行150万円から倍額程度まで引き上げる。		の観点から、基礎的な控除については、	
11・引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目18)		10・簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)		の観点から、基礎的な控除については、	
15・災害損失控除を創設すること。(建議・要望項目29)		11・取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目18)		の観点から、基礎的な控除については、	
【税対応税制】		12・相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。(建議・要望項目20)		の観点から、基礎的な控除については、	
【所得税】		1・寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させるここと。(建議・要望項目1(2)(3))		の観点から、基礎的な控除については、	
【消費税】		2・業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目2)		の観点から、基礎的な控除については、	
【他】		3・「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。(建議・要望項目3)		の観点から、基礎的な控除については、	
【納税環境整備・その他】		4・繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。(建議・要望項目4)		の観点から、基礎的な控除については、	
【中小法人税制】		5・中小企業投資促進税制等及び研究開発税制を見直すこと。(建議・要望項目7)		の観点から、基礎的な控除については、	
【相続税・贈与税】		6・確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目10)		の観点から、基礎的な控除については、	



図表② 相関関係表

			総会開催			国政報告会・研修会			陳情実施			税務支援観察			
			有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答	
			184	60	15	167	67	25	209	40	10	121	129	9	
総会開催	有	184		150	81.5%	32	2	175	95.1%	9	0	104	56.5%	78	2
	無	60		17	28.3%	33	10	25	41.7%	27	8	10	16.7%	50	0
	無回答	15		0	0.0%	2	13	9	60.0%	4	2	7	46.7%	1	7
	計	259		167		67	25	209		40	10	121		129	9
国政報告会・研修会	有	167	150	89.8%	17	0		143	85.6%	20	4	87	52.1%	79	1
	無	67	32	47.8%	33	2		47	70.1%	19	1	28	41.8%	37	2
	無回答	25	2	8.0%	10	13		19	76.0%	1	5	6	24.0%	13	6
	計	259	184	71.0%	60	15		209		40	10	121		129	9
陳情実施	有	209	175	83.7%	25	9	143	68.4%	47	19		105	50.2%	98	6
	無	40	9	22.5%	27	4	20	50.0%	19	1		12	30.0%	26	2
	無回答	10	0	0.0%	8	2	4	40.0%	1	5		4	40.0%	5	1
	計	259	184		60	15	167		67	25		121		129	9
税務支援観察	有	121	104	86.0%	10	7	87	71.9%	28	6	105	86.8%	12	4	
	無	129	78	60.5%	50	1	79	61.2%	37	13	98	76.0%	26	5	
	無回答	9	2	22.2%	0	7	1	11.1%	2	6	6	66.7%	2	1	
	計	259	184		60	15	167		67	25	209		40	10	

III まとめ

後援会の課題は①活動の低下②会員数減少③高齢化である。支援後援会の自認と「活動の低下」との関係につき、実情の把握と議論を深める必要がある。

日常活動では、総会を開催している後援会は数と支援後援会を自認する数が同じである。総会や国政報告会の開催無しの理由は多忙を始めとして日々あろうが、被後援者と密接な関係が構築されれば日程の事前調整は可能と考える。

確定申告期の税務支援会場への視察であるが、無回答が67後援会である社会貢献事業である。税理士の無償独占の制度の担保の一つである。税理士は好機であり活かさなければならぬ。単位税政連との連携により実効性は高まると言える。

パートイ券の購入に関する議論(税制改正)の進捗状況を知ることができる。情報を共有することは極めて重要なことがある。

陳情回数も減少していきたい。陳情は税制をクチャーする場であり議論(税制改正)の進捗状況を聞くことができる。情報を持つことは極めて重要なことである。

昨年5月に当委員会が開催した「全国後援連、後援会双方共連携の強化」を掲げているからである。

おいて、議員から要請のあった顧問先への声かけは63ヶ所が行っていなかった。ギブの見える化が浸透、拡大していくことで、より大きなテイクと現実化するものと確信している。

会活動活性化会議においては、「財政支援」と「選挙活動」である。支援は自ずと限界があるが運動は草の根の活動である。選挙時の対応について、選挙活動の事前調整は可能と考える。

確定申告期の税務支援会場への視察であるが、無回答が67後援会である。税理士の無償独占の制度の担保の一つである社会貢献事業である。税理士は好機であり活かさなければならぬ。単位税政連との連携により実効性は高まると言える。

パートイ券の購入に関する議論(税制改正)の進捗状況を聞くことができる。情報を持つことは極めて重要なことである。

陳情回数も減少していく。陳情は税制をクチャーする場であり議論(税制改正)の進捗状況を聞くことができる。情報を持つことは極めて重要なことである。

昨年5月に当委員会が開催した「全国後援連、後援会双方共連携の強化」を掲げているからである。

おいて、議員から要請のあった顧問先への声かけは63ヶ所が行っていなかった。ギブの見える化が浸透、拡大していくことで、より大きなテイクと現実化するものと確信している。

会活動活性化会議においては、「財政支援」と「選挙活動」である。支援は自ずと限界があるが運動は草の根の活動である。選挙時の対応について、選挙活動の事前調整は可能と考える。

確定申告期の税務支援会場への視察であるが、無回答が67後援会である。税理士の無償独占の制度の担保の一つである社会貢献事業である。税理士は好機であり活かさなければならぬ。単位税政連との連携により実効性は高まると言える。

パートイ券の購入に関する議論(税制改正)の進捗状況を聞くことができる。情報を持つことは極めて重要なことである。

陳情回数も減少していく。陳情は税制をクチャーする場であり議論(税制改正)の進捗状況を聞くことができる。情報を持つことは極めて重要なことである。

昨年5月に当委員会が開催した「全国後援連、後援会双方共連携の強化」を掲げているからである。

# 日税政川柳コンテスト 入選作品発表

◎作者名 作品 コメントの順(順不同)

東京税政連 千夢さん  
消費税今度は計算楽になる

×0・1財布は苦しくなりますね。

東海税政連 小澤剛  
ゆるむ腹へその形も笑った口よ

年齢とともにゆるんだお腹となり苦笑いで口元が緩む方が多いと思いますが、若い頃引き締まつたお腹で縦長だったおへその形も、年齢とともにゆるんだお腹の肉で縦長に変わり苦笑いでいるようなおへその形が頭に浮かび、制作しました。

近畿税政連 関谷洋子  
心こめほっこり味の出来上り

仕事の息抜き、気分転換には料理が一番です。

東海税政連 鳥居清  
老骨に鞭して出でる研修会

36時間の研修ノルマ、年寄りは酷暑厳冬も応える。

東京税政連 長生馬齢  
最善のクスリは納税できること

仕事の息抜き、気分転換には料理が一番です。

近畿税政連 大谷邦彦  
税制の後押し受け代替わり

新事業承継税制は、猶予割合100%や雇用要件の弾力化等の大幅改正により、より円滑に事業承継できるようになつた。承継計画の策定等、税理士はより重要な役割も担うこととなり、一層の研鑽が必要と感じる。

中国税政連 屋根の下のギター弾き  
マージャンで煙に巻けない加熱式

昔は「テンパイたばこ」なんてありましたねえ。

東北税政連 原靖生  
効果より副作用聞く老患者

医薬分業になつてから久しい。最近薬局で患者さんいろいろと病状を聞いたり、また患者さんから薬剤師の方へいろいろと薬のことを聞いたりするケースが増えてきました。ある時の一コマです。

嘘つきの格付け悩むえんまさま

東京税政連 前田良一  
消費税増やすご褒美議員増

参議院を6名増加の話題。

〈資料〉

# 第52回定期大会議案（抜粋）

平成30年9月27日 日本税理士政治連盟

平成29年度運動経過並びに組織活動報告承認の件		第1号議案 平成29年度運動経過並びに組織活動報告	
一 運動経過の概要		自 平成29年7月1日至 平成30年6月30日	
(以下「本連盟」とい		1 国政選挙への対応	
う。)は、税理士の社		1 本連盟は、10月22日	
会的地位の向上と、日		に行われた第48回衆議	
本税理士会連合会(以		院議員総選挙に際し	
下「日税連」という。)		て、本連盟の運動方針	
の基本施策を実現する		を決定し、選挙活動に	
ため、第51回定期大会		関し違反のないよう單	
で決定した運動方針及		位税政連との連絡調整	
び組織活動方針に基づ		を始めた。単位税政連	
き、単位税理士政治連		を中心地域に密着し	
盟(以下「単位税政連		に努めた。単位税政連	
といふ。)及び税理士		を協議してお	
による国会議員等後援		り、これを9月28日の	
会(以下「後援会」と		総務会において審議し	
いふ。)の協力を得て、		た。以上の経緯に基づ	
各種施策、運動をこの		た。以後、5人の推薦候補の	
1年間に実施した。		立候補辞退や第2次推	
候補が当選した。		薦の2人と合わせ、本	
本連盟第51回定期大		連盟は延べ276人の	
候補者を推薦決定し		候補者を推薦決定し	
会が開催された9月28		2 公正な税制の確立	
日、衆議院が解散され		5項目	

第1号議案 平成29年度運動経過並びに組織活動報告承認の件  
第2号議案 平成29年度収支決算承認の件△監査報告△  
第3号議案 日本税理士政治連盟規約一部改正の件  
第4号議案 平成30年度運動方針決定の件  
第5号議案 平成30年度組織活動方針決定の件  
第6号議案 平成30年度收支予算決定の件△略△  
第7号議案 大会決議決定の件

望を抽出し、これを8月30日の幹事会で機関決定した。9月28日に開催された定期大会に出席の国会議員にこれらを手交のうえ要望し、各県に要望書等を提出する。研究科教授は、11月20日に「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方にに関する中間報告」をとりまとめた。

課税の公平に向けた  
直し  
⑧消費税の非課税取  
りの範囲の見直し  
⑨事業税における社  
会保険診療報酬等の課  
税除外措置の廃止

見引会税

は、税理士会は、税制	4 税理士会は、税制	記事を多めに掲載する 議員と後援会活動を主な題材とする
は、税理士会は、税制	4 税理士会は、税制	記事を多めに掲載する 議員と後援会活動を主な題材とする

著である国会  
援会長の対談  
載したほか、  
動を紹介すべ  
数掲載した。

制度に関する議員連盟が設立されてゐる。本連盟は、各々の議員連盟の会合に出席、幹事長等関係役員が出席し要望実現を訴えるなどもとに、議員連盟の運営

1

6 中小企業対策について	中小企業支援施策に関する提言
規模事業者対策小委員会及び6月13日に開催した下請中小企業・小規模事業者対策小委員会	等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。税理士は、中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定により中小企業の支援を行う経営革新等支援機関について、平成30年3月現在の認定機関278-11のうち21-0551-（78・6%）を占め、また、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業への支援の扱い手としても期待されている。
本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部会に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。また、自由民主党の中小企業・小規模事業者政策調査会が3月18日に開催した事業承継小委員会、4月17日に開催	した議員連盟に後押しする議員連盟による税理士の専門家としての能力活用等を訴えた。また、単位税政連は、地方公共団体においては、税理士が外部監査人選任された。地方公共団体においては、税理士がそれぞれ就任している。また、監査委員については、120の監査制度、成年後見支援、登録政治資金監査人制度等、公益活動の推進について、日税連及び単位税政連と連携のうえ、税理士の専門家としての能力活用を関係各方面に働きかけた。
本連盟は、日税連と連携してあらゆる機会を通じて税理士の能力活用と租税教育の重要性を見表明を行っている。本連盟は、日税連と連携してあらゆる機会を通じて税理士の能力活用と租税教育の重要性を趣旨とした意見表明を行っている。	7 税理士の公益活動の推進策について本連盟は、租税教育や地方公共団体の外部監査制度、成年後見支援、登録政治資金監査人制度等、公益活動の推進について、日税連及び単位税政連と連携のうえ、税理士の専門家としての能力活用を訴える等積極的に対応した。また、行政不服審査法により地方公共団体に設置等が義務付けられた審理員及び不服申立ての諮問機関としての第三者機関の委員会として税理士が活用されており、地方公共団体等に対して要望し、(3)各地の商工会議所、商工会、青色申告会・法人会(納税協会)、農・漁協の団体

## 第2号議案 平成29年度収支決算承認の件

## 收支計算書

自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日

【収入の部】				(単位:円)
科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A-B)	摘要
前年度繰越金	63,370,874	63,370,874	0	
分 担 金	91,369,200	91,369,200	0	1,200円×76,141(税理士会会員数)
広 告 料	39,190,000	39,754,800	△ 564,800	全国税理士共栄会、日税連保険サービス他
雑 収 入	400,000	598,045	△ 198,045	定期大会祝金他
合 計	194,330,074	195,092,919	△ 762,845	

## 【支出の部】

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A-B)	摘要
事 業 費	34,000,000	23,917,048	10,082,952	国会対策、選挙対策、助成金、その他事業活動に伴う費用
広 報 活 動 費	60,190,000	59,735,879	454,121	機関紙発行費用他
大 会 費	13,000,000	11,553,390	1,446,610	会場費、議案書印刷費他
会 議 費	25,000,000	18,513,491	6,486,509	役員会、委員会の旅費他
旅 費 交 通 費	3,500,000	1,871,699	1,628,301	単位税政連、日税連、関連団体等会議出席に係る旅費他
印 刷 費	1,000,000	586,200	413,800	名刺、封筒他
通 信 費	1,000,000	839,625	160,375	郵便料金、電話料金等
涉 外 費	1,500,000	617,800	882,200	単位税政連、関連団体等への祝金他
人 件 費	9,000,000	8,400,000	600,000	
事 務 所 費	3,000,000	2,543,525	456,475	賃料他
備 品・耗 消 品 費	500,000	210,900	289,100	コピー代等
雑 費	500,000	270,485	229,515	振込手数料等
税理士法改正 積立金繰入支出	1,000,000	1,000,000	0	
予 備 費	41,140,074	0	41,140,074	
次 期 繰 越 金	0	65,032,877	△65,032,877	
合 計	194,330,074	195,092,919	△762,845	

当期収入合計 131,722,045 円  
 当期支出合計 130,060,042 円  
 当期収支差額 1,662,003 円

## 10 組織、財政の見直し及び広報活動について

おり、単位税政連と連携し関係議員に要望した結果、これが一部実現した。

改正希望にお  
いては、  
TAXの  
受付時間  
は、土日を  
含め24時間  
対応とすべ  
きこと

日に開催した  
に本連盟の闘  
出席し、情報  
めた。

要望するな  
連と連携して  
対応した。

り変更する。  
第4条中「本連盟は  
の次に「日本税理士  
連合会の方針に添い  
を加える。

## 第35回議案

(2) 財政健全化について、前事業年に財務委員会がとりまとめた会長あての意旨申「財政のあり方について」に基づき、活性化について検討を進めた。

ついては、例年行っている単位税政連の組率と会費収納率の状況を実態に即した形で、査し内容を分析した。また、会長諮問を受け規則等改正による組

（1）組織活性化について継続して検討を行ってきた。本事業度においては、次のおり組織活性化等の事業を行った。

日本税理士政治連盟  
規約一部改正の件

に、第5号中「10人以内」を「8人以内」第7号中「5人以下」を「3人以内」にする。

## 士政治連盟 約一部改正の生

ムバージュについて  
スマートフォン対  
主眼としたリニューアルを行ったほか、年  
情報を更新し、年  
アクセス件数は1  
207件となつた

税政連」を第153から第1538号まで行したほか、メガジン「日本税政ニュース」を第1-2から第1-9の号まで信した。さらに、

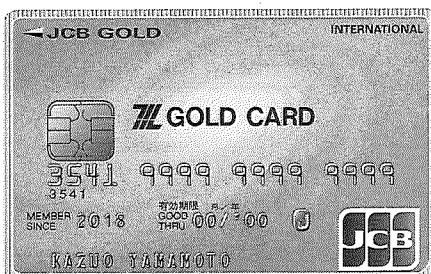
位税政連の負担をさすことがなく、本連支出の合理化により一層の財政健全化図った。





世界にひとつ。  
あなたにひとつ。

# JCB・Zゴールドカード 新規入会キャンペーン



新規入会&amp;ご利用で

最大 8,000 円分の

JCBプレモカードをプレゼント!



## ■キャンペーン期間

<新規入会期間> 2018年8月1日(水)～12月31日(月)お申し込み受付分まで  
(2019年1月31日(木)ご入会分まで)

&lt;対象利用期間&gt; 2018年8月1日(水)～2019年1月31日(木)

※すでにJCB・Zゴールドカードをお持ちの場合、また一度退会されてJCB・Zゴールドカードに再入会された場合は、本キャンペーンの対象となりません。

## キャンペーン特典

特典

1 JCB・Zゴールドカードに新規ご入会で

5,000 円分の



JCBプレモカードをプレゼント!

&lt;特典発送時期&gt; 2019年3月末ごろ

キャンペーン詳細はホームページ(<http://jcb-web.jp/zgoldcard-cp/>)をご覧ください。  
二次元コードからもアクセスできます↓

特典

2

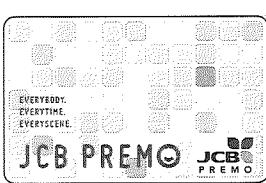
新規入会したカードで2019年1月31日(木)までに  
合計5万円(税込)以上のご利用で

さらに 3,000 円分の



JCBプレモカードをプレゼント!

&lt;特典発送時期&gt; 2019年3月末ごろ

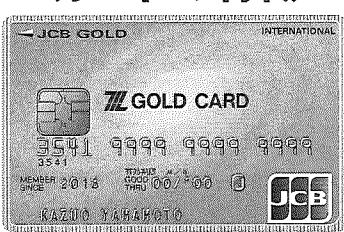


## JCBプレモカードとは?

インターネットショッピング・コンビニエンスストア・百貨店など、全国30万店以上で  
利用できる、もらってうれしいJCBの新しいギフトカードです。

※カードのデザインは選べません。※特典1.2を達成するとJCBプレモカードを2枚発送します。

## カードの特徴

年会費  
お申し込み対象本会員 10,000円(税別)  
家族会員 1,000円(税別)

本会員 20歳以上で、ご本人に安定継続収入のある方。

※学生の場合は申し込みができません。

家族会員 生計を同一にする配偶者・親・子ども(高校生を除く18歳以上)の方。

※オンラインの申し込みでは、家族カードの同時申し込みは2名様までです。3名様以上を  
ご希望の方、もしくは本会員の入会後にお申し込みを希望される方は家族会員申込書を  
請求のうえ、本会員入会後、JCBまで送付ください。

最高 1 億円

※JCB・Zゴールドカードで日本出国前に、「搭乗する公共交通機関」または「参加する募集  
型企画旅行」の料金をお支払いになった場合、最高補償額は1億円。カードでのお支払い  
がない場合には、最高補償額は5,000万円となります。

海外旅行傷害保険

## キャンペーンに関する注意事項

## 【キャンペーン全体について】

- 2018年12月31日(月)までにお申し込みになり(オンライン入会お申し込み手続き完了分)、2019年1月31日(木)までに入会(カード発行)された方が対象です。・カードの入会に際しては所定の審査があります。
- カード発行手続きに際し、お勤め先またはご自宅に連絡する場合があります。
- すでにJCB・Zゴールドカードをお持ちの場合、また一度退会されてJCB・Zゴールドカードに再入会された場合は、本キャンペーンの対象となりません。
- カードの発行までに3～4週間かかる場合があります。お早めにお申し込みください。
- 各特典提供時点でカードを退会されている場合や、住所不明や長期不在などの理由でお届けできない場合は、特典提供の対象となりません。
- 特典は、2019年3月末までにカード発行会社に登録のご住所にて発送します。なお、発送先は日本国内に限ります。

## 【特典2について】

- 新規入会したカードで2019年1月31日(木)までに合計5万円(税込)以上利用された方が対象となります。
- 売上情報の到着時期によって、ご利用合計金額の対象とならない場合があります。
- カード年会費、ショッピングリボ・分割・スキップ払いの各手数料、キャッシングサービスご利用分などはご利用合計金額には含まれません。
- クイックペイのご利用分も対象です。

<お申し込み> 全税共のホームページから行えます。 <http://www.zenzeikyo.com/>

&lt;お問い合わせ&gt; ■ゴールドデスク(入会ご案内専用) 0120-800-978 9:00AM～5:00PM 年中無休(年末年始を除く)

■JCBのサービスをインターネットでもご案内しています。

JCBカードサイト <https://www.jcb.co.jp/>

主催: 株式会社ジェーシービー

所在地: 東京都港区南青山5-1-22

青山ライズスクエア

世界にひとつ。  
あなたにひとつ。

お問い合わせ番号

18-084

お問い合わせの際は「お問い合わせ番号」をお知らせください。

## 全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>